

京都市社会福祉奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第117号

京都市社会福祉奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則

京都市社会福祉奨学基金条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条中「または教育扶助資金とあわせて」を「と併せて」に、「できる」を「ある」に改める。

第5条中「，市長が」を「別に」に改める。

第7条を次のように改める。

(給付期間)

第7条 奨学金の給付期間は、給付されることとなった月から学年末までとする。

第7条の次に次の7条を加える。

(給付の申請)

第8条 奨学金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奨学金給付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 在学証明書

(2) 本人及び本人と同一の世帯に属する者（生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者を除く。）の所得を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(選考及び給付の決定等の通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、選考のうえ、奨学金の給付の可否を決定し、その結果を文書により当該申請者に通知する。

(給付の方法)

第10条 奨学金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに給付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 4月分から6月分まで 6月30日

(2) 7月分から9月分まで 7月31日

(3) 10月分から12月分まで 10月31日

(4) 1月分から3月分まで 1月31日

(奨学金の額の変更)

第11条 市長は、奨学金の給付の決定を受けた者（以下「給付生」という。）について、特別の理由があると認めるときは、奨学金の額を変更することがある。

(給付の停止、廃止及び取消し等)

第12条 市長は、給付生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの間、奨学金の給付を停止する。

2 市長は、給付生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を廃止する。

(1) 傷病のため修学の見込みがないと認められるとき。

(2) 学業成績又は行動が不良と認められるとき。

(3) 第3条本文に規定する奨学金の受給資格を欠くに至ったとき（同条ただし書の適用を受ける場合を除く。）。

3 市長は、給付生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付の決定を取り消し、又は既に給付した奨学金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

- (1) 不正の手段により奨学金の給付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 奨学金の給付の目的に反して奨学金を使用したとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。

(届出)

第13条 給付生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 本人又は本人と同一の世帯に属する者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき。
- (2) 本人又は本人と同一の世帯に属する者の収入に変更があったとき。
- (3) 退学、停学等の処分を受け、又は休学、復学その他就学の状況の変更があったとき。

(補則)

第14条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、文化市民局長又は保健福祉局長が定める。

別表中

いづみ会奨学基金 による奨学金
--------------------

を削る。

別表の次に様式として次の1様式を加える。

別記様式（第8条関係）

奨学金給付申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名 電話 —

京都市社会福祉奨学金基金条例施行規則第8条の規定により奨学金の給付を申請します。						
申請者	在学している学校	名称	学年等	年	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	
	他の奨学金等の受給の状況	<input type="checkbox"/> 受給している。 <input type="checkbox"/> 受給していない。		名称	金額	月額 円
	就業の状況	<input type="checkbox"/> 就業している。 <input type="checkbox"/> 就業していない。		勤務先の名称		
				勤務先の所在地		
扶養義務者	住所	電話 —				
	氏名					
世帯の状況	氏名	続柄	生年月日	職業又は学校の名称	収入月額	
		本人	年月日		円	
			年月日			
			年月日			
			年月日			
生活保護法による保護又は支援給付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
申請の理由						

- 注1 該当する□には、レ印を記入してください。  
 2 扶養義務者の欄は、申請者と同一の世帯に属し、かつ、生計を一にしている扶養義務者がある場合に記入してください。  
 3 「支援給付」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）をいいます。  
 4 この申請書には、在学証明書、本人及び本人と同一の世帯に属する者（生活保護法による保護又は支援給付を受けている者を除く。）の所得を証する書類その他市長が必要と認める書類を添付してください。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)